

日本経団連の2006年の優先政策事項と民主党の政策・取り組み

2006年5月22日
民主政策調査会

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
1. 経済活力、国際競争力強化に向けた税・財政改革	(1)歳出・歳入の改革の一体的な推進(潜在的国民負担率を50%程度に抑制、2010年代初頭に基礎的財政収支を黒字化)	<ul style="list-style-type: none"> ・当初3年間は徹底的な歳出改革に取り組む。 ・その後、さらに歳出改革をすすめることを前提に、歳入改革も平行的に行い、2010年代初頭には基礎的財政収支を黒字化させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年8月に、財政健全化プランをとりまとめ。現在バージョンアップ中。
	(2)徹底的な歳出削減(社会保障支出の抑制、国・地方を通じた公務員人件費の削減、特別会計改革など)	<ul style="list-style-type: none"> ・官製談合根絶、天下り禁止により、ムダづかいを排する。 ・国の直轄事業、特殊法人向け支出を半減する。 ・社会保障支出については、効率化・合理化に取り組み、無駄をなくす。モラルハザードから生じる肥大化にはメスを入れる。また、予防を重視することで、給付の拡大を未然に防ぐ。 ・国家公務員人件費総額を2割削減する。 ・31の特別会計をゼロベースで見直し、28特別会計を廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民主党予算案」を策定し、徹底的な歳出削減を明示。 ・左記の内容を含む「行政改革推進法案」を2006年通常国会に提出。
	(3)地方財政改革(国庫補助負担金・地方交付税交付金の縮減等)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一段階として、中央省庁からのヒモ付き個別補助金は基本的に廃止して、税源移譲や一括交付金に改め、地域のことは地域で決められるようにする。なお、一括交付化にともない、2割の削減を行う。また、税源移譲に伴い、相当分の地方交付税繰入額を減額する。 ・第二段階として国と地方の役割分担を「補完性の原則」に基づき明確にしたうえで、さらなる税源移譲を行うとともに、透明性の高い財政調整制度を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の内容を含む「行政改革推進法案」を2006年通常国会に提出。 ・党内の分権調査会において、さらに検討中。
	(4)2007年度を目途に消費税率の引上げを含む税体系の抜本的改革を実現	<ul style="list-style-type: none"> ・老後の最低限の年金を保障するために年金目的消費税を導入する、「控除主義」を改めて「給付主義」へと転換するなど、税体系の抜本的改革に向け検討をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・抜本的税制改正を含む「民主党予算案」を策定。 ・党内の税制調査会において、さらに検討中。
	(5)研究開発・設備投資の促進など企業活力の向上、会社法制定への対応、不動産の流動化促進等に必要な税制措置	<ul style="list-style-type: none"> ・新会社法の今後の施行状況を踏まえながら、適切なガバナンスが確保されるよう関連法制の整備に努める。 ・減価償却資産の残存価額の廃止や不動産取引等に係る登録免許税の定額手数料化などを含めた見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・党内の税制調査会において、検討中。
	(6)法人実効税率の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置については、段階的に全廃する。設備投資、研究開発投資等の真に必要な措置は、法人税法本則で規定する。これらの措置による増減収を踏まえ、法人税率の引き下げについても検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・党内の税制調査会において、検討中。
2. 将来不安を払拭するための社会保障制度の一体的改革	(1)年金・医療保険、介護保険の一体的改革	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネットの拡充と社会の活力維持増強の両面を見据え、社会保障全般を一体的に改革する ・まずはしっかりと年金制度の確立を優先、国民年金を含む年金制度を一元化する ・医療保険制度についても一元化(年齢リスク構造調整を徹底した突き抜け方式と同義)を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年通常国会・臨時国会に「年金抜本改革推進法案」を提出 ・2005年「介護保険法改正」の際に法案修正を実現。また次期改正で介護保険のエイジフリー化検討を附帯決議に盛り込み ・民主党医療制度改革大綱に、将来の医療制度一元化を記載 ・2006年通常国会に医療提供体制の整備及び小児・がん対策推進法案を提出
	(2)重点的・効果的な少子化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当(児童手当・月額1.6万円給付/所得制限なし/義務教育修了まで 所要3.6兆円-財源は税控除の解消を中心に確保)及び出産時助成金(現行の出産一時金その他、税を財源に20万円給付し、ほぼ自己負担なしに産産可能)を創設する ・多様で質の高い保育と学童保育の拡充、幼保一体化の推進、小児医療体制の充実、男性の働き方を見直すことも含めた仕事と子育ての両立支援(パパ・クォータの導入など)などの子ども・子育て応援政策を推進する ・子ども家庭省の設置＝各省庁タテ割りの子どもに関する人手・予算を「子ども家庭省」に一元化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の内容を平成18年度民主党予算案に計上。 ・左記の「子ども手当創設」を内容とする『児童手当法改正案』を政府案への対案として提出。 ・2006年通常国会において、左記の「幼保一体化の推進」を内容とする『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案に対する修正案』を衆議院に提出(参議院では『就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案』を提出)。

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	(3)医療保険制度の効率化・重点化(2010年度の公的医療給付費を30兆円以内に抑制)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療材料の内外価格差是正、モラルハザードの排除等の医療費の無駄は削減を行う。 ・政府が主張する2025年の医療給付費を前提とした数値目標は定めないが、予防医療の推進に伴う疾病構造の変化、急性期医療の充実等々で、医療費総額・医療費給付費ともに、政府推計を下回ると判断。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年3月に民主党医療制度改革大綱を公表
	(4)被用者年金の一元化	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の空洞化が、生活保護の増加や基礎年金制度の歪みを招くことから、被用者年金のみならず、国民年金を含めた一元化を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年通常国会・臨時国会に「年金抜本改革推進法案」を提出
	(5)社会保障負担水準の維持(厚生年金保険料率は15%相当で固定)	<ul style="list-style-type: none"> ・年金財政の安定化を実施しつつ、過度な負担とならない様、一元化された新たな年金制度においても保険料の上限を15%相当に留める 	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年通常国会・臨時国会に「年金抜本改革推進法案」を提出
	(6)消費税を含めた社会保障財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・現役世代に加重な負担を集中させないよう、徹底的な歳出削減により財源を確保する ・年金目的消費税等を財源に老後の最低限の年金を保障する 	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年通常国会・臨時国会に「年金抜本改革推進法案」を提出
	(7)個人番号制、個人会計制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・負担と受益の公平性確保のため、納税者番号制度を導入する ・年金通帳(仮称)を制度化し、年金保険料の負担実績や見込み受給額を明記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年通常国会・臨時国会に「年金抜本改革推進法案」を提出(個人番号制) ・2005年衆議院総選挙で「年金通帳」プランを提示(個人会計制度)
3. 民間活力の発揮を促す規制改革・民間開放の実現と経済法制の整備	(1)公共サービス効率化法(市場化テスト法)の2006年通常国会への提出、早期成立	<p>すべての官業を納税者・生活者の視点で徹底的に効率化し、質の向上をはかる。官民双方から競争によって優れたサービスを低廉に提供する主体を選ぶ「生活利便性向上テスト」を実施し、事後チェックを強化。</p>	<p>2006年通常国会に提出された政府案について、公共サービスの受益者たる生活者の視点に立って対象事業の選定等が行われるよう、基本理念の修正を要求し、これを実現した。</p>
	(2)医療など重点分野における規制改革の一層の推進	<p>事業規制原則撤廃を進め、企業努力と起業意欲を増進させる。規制改革を推進する上での法的根拠を明確にし、規制の全面見直し、アクションプランの策定、進捗状況の評価・監視等に取り組む。</p>	<p>左記の内容の法案を検討。</p>
	(3)構造改革特区、規制改革・民間開放集中受付月間における要望の実現数の向上	<p>現行の事業規制をゼロベースで見直し、すべての官業を納税者・生活者の視点で効率化し、質の向上を図る。</p>	<p>左記の内容の法案を検討。</p>
	(4)国家公務員制度の抜本改革(内閣による一元的人事・再就職管理の導入、身分保障の在り方の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員の職務の特性に鑑み特に異なる取扱いが必要となる場合を除き労働基本権を公務員に保障 ・現行天下り規制の大幅な強化と早期退職慣行の是正 ・公務員の能力及び実績を適切に評価するための制度の構築 ・内閣による人材の一括管理のための制度導入 ・キャリア制度の廃止と新たな幹部公務員養成制度の構築 ・公務員としての適格性を欠く者に対する適切な対処 ・公務員の人材流動化のための環境整備(民間に準ずる解雇法理の保障や職業訓練など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の公務員制度改革等を盛り込んだ「行政改革推進法案」を2006年通常国会に提出 ・現行の天下り規制を強化する「国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案」「特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案」を2006年通常国会に提出

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	<p>(5)郵政民営化に向けた準備、政策金融改革、独立行政法人改革</p> <p>(6)新会社法の円滑な施行(企業実態に合った施行規則の制定等)</p> <p>(7)競争政策の抜本改革(独禁法の措置体系の見直し、より一層適正な手続きの確保など)</p>	<p>【郵政改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民の役割分担を明確にした上で、国民生活の安定確保のために必要最小限の分野に限り、国営とする。 ・郵便及び決済/小口金融機能は国の責任で全国的サービスを維持。2007年10月1日以降の経営形態は、郵便は公社、郵便貯金は公社の100%子会社である郵便貯金会社とする ・郵便貯金の預入限度額を段階的に引き下げ、郵便貯金については2007年10月1日以降、定額貯金を廃止(新規預入停止)。 ・簡易生命保険は2007年10月1日以降、廃止。郵政保険会社の株式は、2012年9月30日までにすべて売却し、完全民営化 ・2007年10月1日以降、公社の役職員を非公務員化 <p>【政策金融改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政投銀は完全民営化、商工中金は株式会社化、公営公庫は廃止、残る政策金融機関は新機関に統合。 ・新機関の金融機能は原則として債務保証、利子補給に限定 ・新機関のトップは民間から登用(国会同意人事) <p>【独法改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独法の長は公募を原則とする ・独法の政策評価は所管省庁から独立した機関で実施 ・独法における調達透明化(一般競争入札原則の徹底) <p>新会社法の今後の施行状況を踏まえながら、適切なガバナンスが確保されるよう関連法制の整備に努める。</p> <p>課徴金を国際標準並みの水準に引き上げ、措置減免制度の導入、官製談合については行政に対する強制調査権や業務改善命令権の付与等、独占禁止法の抜本改正を行う。</p>	<p>【郵政改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の内容を盛り込んだ「郵政改革法案」を2005年特別国会に提出 ・「次の内閣」に郵政改革担当大臣をおき、民営郵政グループの肥大化抑制、民間との公平な競争条件確保などに取り組んでいる。 <p>【政策金融改革】【独法改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の内容を含む「行政改革推進法案」を2006年通常国会に提出 <p>新会社法の施行状況、問題点について鋭意検討中</p> <p>2004年臨時国会に独占禁止法改正案を提出。2005年特別国会、2006年通常国会に官製談合防止のための刑法等改正案を提出。</p>
<p>4. 科学技術創造立国の実現に向けた政策の推進</p>	<p>(1)先端技術開発と産業化の推進</p> <p>(2)コンテンツ産業の振興(わが国発の良質なコンテンツの内外への発信と多面的な活用)</p> <p>(3)府省の壁を越えた研究開発推進体制の整備</p> <p>(4)知的財産政策の強化</p> <p>(5)産学官の連携促進</p>	<p>次世代産業の創出及び産業競争力の強化の観点から政府の研究開発予算の増額を図り、民間企業、大学などにおける研究開発を強力に推進する。また、燃料電池等環境エネルギー技術、ライフサイエンス、情報通信技術、材料技術・ナノテクノロジー、製造技術など分野に選択と集中を図る。</p> <p>科学技術の産業化を推進するため、産業化の壁となっている規制を大幅に緩和する。</p> <p>国際競争力の強化、科学技術振興を図るため、知的財産権の強化に取り組み、「知的財産基本法」をさらに具体化する。</p> <p>戦後省庁別の研究開発予算シェアがほとんど変化していない現状を鑑み、「総合科学技術会議」の政策分析・評価能力を強化(科学技術政策研究所を文部科学省から総合科学技術会議に移管)し、政府の研究開発予算配分権限を持たせる。</p> <p>また、社会ニーズにマッチした省庁横断的な政府プロジェクトを立ち上げる。</p> <p>中小企業・ベンチャー企業への支援強化、知的財産紛争処理能力の強化、知的財産権に関する専門家の育成、模倣品対策や特許権侵害対策の強化等を進める。</p> <p>産学官連携や研究開発への重点投資の促進、技術移転機関の強化、充実等に取り組む。また、国の持つ資産や知識を積極的に民間に開放するよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・党内に「科学技術政策合同会議」を設置し、関係者(団体)との意見交換及び視察を実施。 <p>党経済産業部門会議内に知的財産権戦略委員会を設置。コンテンツ振興策も含め、知的財産に関する総合政策をとりまとめる予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・党内に「科学技術政策合同会議」を設置し、関係者(団体)との意見交換及び視察を実施。法案提出に向けて検討中。 <p>党経済産業部門会議内に知的財産権戦略委員会を設置。知的財産に関する総合政策をとりまとめる予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・党経済産業部門会議内に知的財産権戦略委員会を設置。知的財産に関する総合政策をとりまとめる予定。

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	(6)第3期科学技術基本計画の策定(対GDP比1%の政府研究開発投資の総額目標)	科学技術政策の目的を「産業競争力の基盤としての科学技術」及び「国民に役立つ科学技術」に明確化し、科学的に分析評価された重点研究開発分野に資金を重点投資する。他先進国との比較において低い政府の研究開発予算を増額するとともに、予算執行上の規制を緩和し、研究開発費がより効率良く使用可能とする。 わが国の製造業を支える中小企業の技術力を強化するため、予算措置、税制措置、大学との連携などを推進する。	・党内に「科学技術政策合同会議」を設置し、関係者(団体)との意見交換及び視察を実施。
	(7)次期ICT利活用国家戦略の策定	・情報通信分野における自由闊達な事業展開と技術開発、公正・中立なルールの下での競争を後押しするために「通信・放送委員会」を設置 ・個人の利便性と個人情報の適切な管理に重点を置いて、全行政手続き・税務申告手続きのオンライン化、民事訴訟手続きの電子化等を推進	・「通信・放送委員会設置法案」を2003年・2004年通常国会に提出
5. 持続可能な経済社会の実現に向けた真に実効あるエネルギー・環境政策の推進	(1)原子力を基幹に据えたエネルギー源の多様化、ベストミックスの推進(含む原子燃料サイクルの推進)	一元的かつ戦略的なエネルギー政策を推進する。自然エネルギー、再生可能エネルギーの開発・導入を積極的に推進するとともに、天然ガスなどへの燃料シフトにより、石油依存度の低減を図る。原子力政策は安全性を最優先として、慎重に推進する。	党経済産業部門会議内にエネルギー戦略委員会を設置。核燃料サイクルを含め、エネルギーの総合政策を取りまとめる予定。
	(2)環境税など経済統制的な施策によらず、企業の自主的な取り組みを尊重した温暖化対策の推進	京都議定書の達成が極めて困難となっている地球温暖化対策では、経済的措置の導入は喫緊の課題であり、経済活動の地球環境に与える影響(外部費用)を内部化し、市場メカニズムの価格決定システムの中に組み入れる。但し導入にあたっては、わが国産業競争力の維持・向上及び産業界の温暖化ガス発生抑制の努力に配慮する。	左記の内容を平成18年度民主党予算案に計上
	(3)わが国環境技術を通じた地球規模の温暖化防止への貢献への拡大、米国や中国が参加する新たな国際的枠組みの構築	諸外国との環境対話を積極的に推進し、地球温暖化の進展を食い止めるために国内排出権取引制度を導入するなど、より実効性のある施策を実施する。また、ポスト京都議定書に向けた新たな国際的枠組みに対する主導的役割を果たすために環境外交を推進する。	今後の温暖化対策のあり方について環境部門会議で議論を行っている
	(4)政府・自治体・消費者・事業者の各々が適切な役割を果たす循環型社会の実現	(ア)廃棄物・リサイクル法制の統合、(イ)有価・無価に影響されない廃棄物の定義、(ウ)リサイクル施設に対する環境規制の適用、(エ)製造者の製品引取義務(拡大生産者責任)の明記、(オ)埋立税・焼却税などの導入(経済的措置)、を内容とする「資源循環・廃棄物管理法案」について検討を進めている。	資源循環・廃棄物管理法案について二度のパブリックコメントを実施し内容を充実させている
6. 心豊かで個性ある人材を育成する教育改革の推進	(1)21世紀にふさわしい教育理念の確立、教育基本法の改正	学校現場、家庭、地域、社会などが抱える様々な諸問題を具体的に改善していく。第一歩として新法で日本国教育基本法を制定する。	・2006年通常国会に民主党の『日本国教育基本法案』を提出する。
	(2)多様な教育の実現(教育委員会や学校への権限委譲、株式会社立学校等の参入促進、学習指導要領の柔軟な運用など)	「地方教育行政法」などの改正により、教職員人事、予算執行、教育内容に係わる権限を、設置者及び学校現場に委譲する。 ・学習指導要領は大綱化を促進。設置者及び学校の裁量を尊重し、地域・学校・学級の個別状況に応じて、学習内容・学校運営を現場の判断で決定できるようにする。	左記の内容の法案を検討中。
	(3)生徒や保護者の選択の幅の拡大(学校評価や学校選択制の導入促進等)	学校評価制度の導入などにより、保護者・地域への説明責任を課す。希望者全員が奨学金を受給できる環境を整備し、経済面からも選択の幅を拡大する。	左記の奨学金制度拡充について平成18年度民主党予算案に計上。
	(4)学校への予算配分の抜本的見直し(学校選択の結果を反映させる)、予算執行に当たっての学校側の裁量の拡大	公立学校における教育の質を確保・向上させるため、公教育財政支出の対GDP比率を引き上げ、学校現場に必要な教育予算の確保する。	左記の内容を平成18年度民主党予算案に計上。
	(5)教員の質の向上(教員養成・採用制度の改善、ユーザーによる教員評価制度の導入)	・学校経営能力の高い「頼れる校長」登用を促進。 ・OECD加盟国平均並み教員配置(教員1人あたり16.6人)をめざし、新規教職員の任用・採用にあたっては、実践的な指導力を重視した採用や、社会人採用を促進。 ・教員養成を原則として6年制とし、教科指導や生活指導などの専門教員認定制度を創設する。	左記の内容について法案を検討。
7. 個人の多様な力を活かす雇用・就労の促進	(1)労働基準に関わる規制改革(ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入等)	現行、労働時間等適用除外の管理・監督者の定義があいまいなことから、労使紛争が生じていることも否定できず、現在のみなし制を適用除外に再編成する際には、労使自治のもと培われてきた日本の多様かつ柔軟な労働時間制度との関連を整理する必要がある。	日本経済にとっての貴重な人材が、長時間労働、ストレス、メンタルヘルスや過労死・過労自殺などにより枯渇することがないよう、健康・安全配慮義務、労働時間管理の重要性を訴えてきた。

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	(2)労働市場の活性化(民間委託による職業紹介・相談、能力開発の対象拡大)	長期失業者・自営業廃業者向けの能力開発支援制度や地域の実情に応じた官民職業紹介機関、地方自治体との連携、地域労使参画制度の創設など職業能力開発制度の抜本強化を提起。	左記に加え、特にフリーターやニートなど若年労働者の失業問題は、国民共通の課題であり、職業紹介・相談・デュアルシステム等における民間活力の積極的な活用を訴えてきた。2001年臨時国会、2004年通常国会において学校に進路相談等に応じる専門家を配置するガイダンスカウンセラー法案を提出。
	(3)保育分野における規制改革(幼保一体化の推進、直接契約方式を前提とした利用者への直接補助形式(バウチャー制度)への移行)	・保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省という縦割り行政を是正し、「子ども家庭省」のもとに、幼稚園と保育所を一体化することで、就学前のすべての子どもに質のよい居場所を確保する。	・2006年通常国会において、左記の「幼保一体化の推進」を内容とする『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案に対する修正案』を衆議院に提出(参議院では『就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案』を提出)。
	(4)若年者雇用の促進(職場体験やインターンシップなどの推進、各省庁の連携)	「ヤングワーク・サービスセンター」を整備し、失業・無業状態の若者に、個人アドバイザーによるマンツーマンの就労支援や民間企業での職業体験訓練、必要に応じた手当支給などを提供。	2004年に左記を中心とする「若年者雇用政策」を公表
	(5)雇用保険三事業、労災保険福祉事業の廃止、縮小	現行の雇用保険三事業及び労働保険福祉事業は基本的に廃止する。能力開発等は地方分権を基本にその在り方を見直し、また国が実施する必要のある事業については一般会計において行う。	左記を含む「行政改革推進法案」を2006年通常国会に提出
	(6)トライアル雇用の促進による企業の実態に即した障害者雇用政策	・職場の実態を踏まえ、精神障害者の雇用対策を強化すべき ・トライアル雇用の促進にあたっては、民間企業の経験者も積極的に活用したジョブコーチ事業の拡充をすべき ・公務部門についても、民間企業同様、除外率制度の段階的廃止による雇用の拡大をはかる。	2005年障害者雇用法改正にあたり、特例子会社の活用などを通じ、障害者を積極的に雇用している企業の視察等を実施
	(7)外国人を積極的に受け入れる体制整備(含む、専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し)	わが国の産業の国際競争力を高めるため、また、国内の労働市場の需要に応じて、高度な技術・専門性を有し、職種ごとに定められた基準を満たす外国人を受入れる体制を整備していく。外国人が日本で安心して就労できるよう、企業は、外国人労働者の処遇において、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等を遵守するとともに、健康保険、労災保険等への加入を徹底する。一方で、不法入国・不法就労を防止するために、出入国管理の適正化を進める。	外国人労働者に対する労働条件の差別、外国人技術研修者の実態、外国人労働者及びその家族の地域社会との軌跡、外国人子弟の教育の問題等について各方面から意見聴取を行ってきた。外国人労働者の受入れは単に出入国管理の問題としてではなく、わが国の経済産業、雇用、教育、地域生活としてとらえ、環境整備の検討を行っていく。
8. 地方の自立と地域や都市に活力とゆとり、安全と安心を生み出すための環境整備	(1)中央集権・官主導の転換、地方行革の推進(含む市町村合併の推進、州制導入)	・「補完性の原理」を貫徹し、国と地方のあり方を徹底的に見直す。そのような事業見直しの結果、国の役割を大幅に限定して地方に多くの事務事業と権限・財源を移譲する ・住民、市町村の自主性を尊重しつつ、市町村合併を推進する ・府県の自主的判断に基づき、「府県合併」や府県の枠組みを残した「府県連合」による州の設置を展望	・分権調査会が2006年3月に中間報告として『分権革命ビジョン』を公表
	(2)地域経済の活性化に向けた中小企業の自立と活力の向上	地域産業活性化のため、中小企業向けの予算を倍増し、エンジェル税制の改善等によって起業を促進する。中小企業金融の円滑化、適正化を図るために、第三者保証の廃止等の法整備を行う。	関係団体との意見交換を実施。政府提出法案への審議等に反映。
	(3)大都市圏の交通・物流基盤の整備	総合的な交通インフラを整備するための交通基本計画を策定することなどを主な内容とする交通基本法案を提案している。また、モーダルシフト化率を向上させるためのモーダルシフト推進法案について提案している。	交通基本法案を今国会で再提出するべく議論を進めている
	(4)国際観光立国の実現(ビザ発給手続の簡素化・透明化、地域の魅力開発に向けた人材育成等による外国人観光客の拡大)	観光立国を実現するために、美しいまちづくりのための「景観・まちづくり基本法案」の検討を進めている。また、観光行政の国土交通省からの分離についても提言を行ったことがある。ビザ発給手続の簡素化やビザ無し渡航の拡大についても推進すべきであると考えている。	まちづくりプロジェクトチームを設置し、まちづくりのあり方について検討を進めている
	(5)輸出入・港湾諸手続の業務改革(ワンストップ・サービス化など)やICTの活用	国際競争力向上の観点から、手続の簡素化・効率化などの改善策について検討を進めている。	港湾の国際競争力確保のあり方について部門会議で議論を行ったところ

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
	(6)ITSによる世界一安全で円滑な道路交通国家の実現(モデル実証地区の選定、既存の法制度の見直し、予算投入)	モード間の最適な役割分担について定める交通基本法案について提案を行っている。円滑な道路交通の推進方策についてさらに検討を進める。	交通基本法案を今国会で再提出するべく議論を進めている
	(7)使い勝手の向上と民間の経営ノウハウや資金を活用した社会資本の整備(含む改正PFI法の運用ガイドラインの整備)	PFIは公共事業のコストを削減する方策として有効であり、積極的に推進している。	効率的な社会資本整備のあり方について議論を進めている
	(8)住宅政策を国家戦略として位置づけ、防災・防犯などの観点も踏まえた「住宅・街づくり基本法(仮称)」の2006年通常国会での制定	欧米諸国では「計画なくして土地利用、建築なし」の原則が確立し、美しい街並みを保全している。現在の法体系を抜本的に見直し、(ア)建築基準法の単体規制への特化、(イ)都市計画法をあまねくすべての地域を対象とする「まちづくり法」に大胆に改変、(ウ)地域コミュニティの自立・再生・充実を図るまちづくりの基本原則を明記した「景観・まちづくり基本法」を制定することを目指している。	まちづくりプロジェクトチームを設置し、まちづくりのあり方について検討を進めている
	(9)住宅取得や新耐震基準、環境基準を満たす住宅の建設・改修について、自己資金・借入れを問わず工事費の一定割合を控除する制度の導入	ライフステージの変化に合わせて、質の高い住宅に住むことができるような方策について検討を進めている。	建築基準法の改正案について提案を行っている
	(10)治安・防犯対策(行政のタテ割りを排除し、地域社会のネットワークを生かして犯罪抑止力を高める)	落ち込んだ検挙率を回復させるために、警察官を増員し、「地域・刑事・生活安全」警察機能の拡充を進める。また警察を監督する公安委員会の事務を警察が行っているという矛盾を解消するため、国家公安委員会・都道府県公安委員会に独立した事務局を設置する。	治安回復にむけて警察官等を3万人程度増員する必要があるため、左記内容を平成18年度民主党予算案に計上。
	(11)テロや自然災害などの緊急事態への備え(省庁の枠を超えた危機管理体制の強化、政府と企業や住民の効果的な連携体制)	緊急事態の定義、緊急事態における基本的人権の尊重、国・地方公共団体の責務、国会の関与のあり方などを内容とする「緊急事態基本法(仮称)」の制定、緊急事態に迅速に対応可能とする「危機管理庁(日本版FEMA)」の設置や情報収集・分析機能の強化を含めた態勢整備を目指している。	昨年、政府が法案を策定し国会に提出することで与党と合意
9. グローバル競争の激化に即応した通商・投資・経済協力政策の推進	(1)WTO新ラウンド交渉の2006年中の終結	自由で多角的な貿易体制を強化し、WTOの機能を更に充実させるべきであるとの観点から、ドーハラウンドとりまとめに向け、積極的なリーダーシップを果たすよう努める。	香港閣僚会議に、党として派遣団を送り、各国首脳と意見交換を行った。
	(2)農業分野の構造改革の推進	現在の農政は、作物の価格支持政策や構造改善事業への助成を中心とした補助金漬けの内容となっている。これを抜本的に転換し、農業・農村を活性化するため、農政の柱として、原則としてすべての販売農家に直接支払を行うこととし、当該財源を確保するために農業関係公共事業の在り方を抜本的に見直す。また農業生産の継続を条件に、株式会社による農地取得を認める	左記を内容とする法案を2006年通常国会に提出。政府案と並行で審議
	(3)韓国・タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア等との経済連携協定交渉の早急な妥結・発効、日・アセアン包括的経済連携の2006年度内の妥結	アジア地域における相互協力と信頼醸成を進め、東アジア共同体の実現を視野に入れつつ、アジア各国・地域とのFTA、EPA締結を積極的に推進する。	2006年通常国会に提出された、日マレーシア経済連携協定審議において、積極的に推進するよう政府に要請する内容の賛成討論を行った。
	(4)通商政策の推進のためのODAの戦略的な活用	環境、人権、紛争予防、平和構築、人間開発、人道支援、感染症対策、人間の安全保障等の観点から、通商政策促進も含めて戦略的に配分し、ODAを有効な外交ツールとして活用する。	有識者との意見交換を行いつつ、部門会議にて検討中。
	(5)資源・エネルギー関連および開発途上国のインフラ整備当に関わる高リスクの海外プロジェクトについての政策的支援の実施	効果的、効率的な石油自主開発政策を推進。また、市場の活用による石油の取引方法の多様化、輸入方法の多様化ならびに輸入地域の多角化を図る。	党経済産業部門会議にて、エネルギー戦略委員会を設置。
	(6)対外経済政策と必要な国内構造改革をわが国一体となって推進するための「戦略本部」「特命担当大臣」の設置	外交・通商政策における縦割り省庁体制を改め、強い政治的リーダーシップの下、対外政策と国内政策を戦略的に推進する。	有識者との意見交換を行いつつ、部門会議にて検討中。

優先政策事項	主な政策課題	民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績
10. 内外の情勢変化に対応した戦略的な外交・安全保障政策の推進	(1)日米同盟と東アジア地域における連携強化を軸とした外交	日米同盟を進化し、日米地位協定の改定に着手、また在日米軍基地移設費について、額の可否を含め国会で議論する。アジア太平洋地域において、日米安保体制を柱としつつ、アセアン地域フォーラム、ASEAN+3などを充実・発展させるとともに、「東アジア共同体」創設の取り組み、多国間安全保障対話の枠組みを構築する。	党内に総合安全保障調査会を設置
	(2)防衛、経済、技術などを含む総合的な安全保障の実現に向けた省庁横断的な体制整備	総合安全保障の実現に向け、防衛力整備だけでなく、経済連携協定の締結等による産業競争力の向上や環境、エネルギー、食糧問題に取り組む。 ・官邸における安全保障及び情報収集・分析に関する総合調整機能の強化を検討する。	党内に総合安全保障調査会を設置
	(3)憲法改正を視野に入れた自衛隊の国際協調、世界平和に向けた活動の強化	・「国際平和協協力隊(仮称)」の創設などについて検討を進め、日本として国際平和の維持・構築に正面から関与できるようにするため、基本法の制定を検討する。 ・憲法については多角的かつ自由闊達な論議を通じて、①「自衛権」に関する曖昧かつご都合主義的な憲法解釈を認めず、国際法の枠組みに対応したより厳格な「制約された自衛権」を明確にし、②国際貢献のための枠組みをより確かなものとし、時の政府の恣意的な解釈による憲法運用に歯止めをかけて、わが国における憲法の定着に取り組んでいく。併せて、今日の国際社会が求めている「人間の安全保障」についても、わが国の積極的な役割を明確にしていく。	・党内に総合安全保障調査会を設置 ・昨年秋に「憲法提言」をとりまとめるとともに、現在各地で憲法対話集会を開催し、広く国民の意見に耳を傾けている。

政策本位の政治実現に向けた党内の取り組み(政権公約のフォローアップ体制など)			<ul style="list-style-type: none"> これまで積み重ねてきた政策論議を財産を礎に、今後もより一層積極的な党内論議を進め、民主党の考え方を国民に示していく。とりわけ重要な政策課題については与党との思想の相違に基づく「対立軸」を明確にし、国民に分かりやすく、かつ政策本位の政治の実現に全力を挙げる。 2005年総選挙マニフェストの実現については、政策調査会に「フォローアップ委員会」を設置し、その検証を進める。同時に総選挙の結果を踏まえ、その内容の見直しに取り組んでいく。
政治資金の透明性向上に向けた取り組み		<ul style="list-style-type: none"> 政党・政治資金団体に対する条件付寄附の禁止(いわゆる迂回献金禁止) 政党本部・政治資金団体の収支報告書に係る外部監査報告書の添付 普通預金・現金に係る収支報告書の記載 政治団体間の寄附の制限と政治団体間の寄附の銀行振込み義務付け 収支報告書の保存期間を5年に延長しインターネット公開 寄附を受領できる政党支部数の制限など 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の内容を盛り込んだ「政治資金規正法改正案」を2004年臨時国会、2005年特別国会に提出 党本部の政治資金収支報告書全文および都道府県連・総支部の収支報告書概要をホームページで公開。本部および県連・総支部の収支について公認会計士・税理士による外部監査を実施 党所属国会議員等の資金管理団体の収支報告書について、会計監査の実施とその意見書の党本部への提出を義務づけ 党所属国会議員の公設秘書について、法改正で禁止された「65歳以上および配偶者」に加え、「三親等以内の親族」の採用も禁止。採用状況を党ホームページで公開 党所属議員の資産について、「配偶者および扶養する子が所有するもの」も含めて党ホームページで公開